



平成31年度

学校いじめ防止基本方針

青森県立五所川原工業高等学校

目 次

第 1	いじめ防止基本方針策定に当たって	P 1
第 2	いじめとは	P 1
第 3	校内体制	P 2
第 4	いじめの未然防止	P 3
第 5	いじめの早期発見	P 3
第 6	いじめ事案への対処と手順（事案対処マニュアル）	P 4
第 7	解決に向けた対応	P 5
第 8	いじめの解消	P 6
第 9	重大事態への対応	P 7
第 10	年間計画と評価	P 7
第 11	ネットいじめに対する対応の方策	P 7
第 12	緊急保護者会の開催について	P 8
別紙 1	事案対処マニュアル（早期発見・重大事態）	P 9～10
別紙 2	いじめられている、いじめている生徒のサイン	P 11
別紙 3	教室、家庭でのサイン	P 12
別紙 4	いじめ防止指導年間計画	P 13

第1 学校いじめ防止基本方針策定に当たって

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与えるのみならず、身体や生命に危険を生じさせる恐れのある決して許されない行為である。いじめの未然防止、早期発見は、全ての教職員が自らの問題として受け止めて取り組むべき重要な課題である。

本学校いじめ防止基本方針は、青森県いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を推進するために策定するものである。

第2 いじめとは

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法）と認知要件

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめの認知は、次の4要素に照らして判断するものとし、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止委員会の審議を経るものとする。

<いじめ認知の4要素>

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること。
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること。
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。（いじめの事実）
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。

(2) 法の定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う必要がある。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする必要がある。

(3) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(4) 好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ防止委員会へ情報共有することは必要となる。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 本校教職員が「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」という共通認識を持つこと。

(2) 全ての生徒へ「いじめは絶対に許されない」ことを理解させること。

(3) 生徒に対していじめの背景にあるストレス等の要因に着目した、日常的な関わり合いを持つこと。

(4) 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを目指すこと。

(5) 生徒が互いの存在を認め合う人間関係の構築と、いじめ問題を自分のこととして関わって行こうとする態度を身につけさせること。

3 いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観」などの生徒が周囲にいる場合が多く、それらの生徒の捉え方や雰囲気によってその行為が助長されたり抑制されたりする。

4 いじめの態様【いじめの態様には、以下のものなどが考えられる】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

第3 校内体制

教職員は、生徒のささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、以下に設定する委員会へ直ちに全てを報告・相談する。

1 日常の指導体制

「いじめ防止委員会」

- ・未然防止を目指し年間を通じた計画立案
- ・早期発見により日常的な指導で解決できる事案対処

(1) 構成委員

校長、教頭、ハートフルリーダー、生徒指導主事、教務主任、各学科主任、各学年主任、保健主事、養護教諭、当該 HR 担任、生徒指導部記録係、いじめ防止専門員（年度始・年度末）

(2) 役割

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ア いじめの未然防止 | イ いじめが疑われる案件の情報収集 |
| ウ 事案に対する調査方針・方法の決定 | エ 緊急会議の設定 |
| オ 加害・被害生徒への支援方針の検討 | カ 年間指導計画の作成（別紙5） |
| キ 校内研修・校外研修 | ク 各取り組みの有効性のチェック |
| ケ 学校いじめ防止基本方針の見直し | コ 県教育委員会への報告書作成・提出 |

2 緊急を要する事態への対応

「いじめ対策委員会」

- ・いじめにより重大な被害が生じたという申し立てや、事実があった場合
- ・いじめにより不登校の期間が30日を超えた場合

(1) 構成委員

校長、教頭、ハートフルリーダー、生徒指導主事、教務主任、各学科主任、各学年主任、保健主事、養護教諭、関係教諭、いじめ防止専門員、その他（学校医、スクールカウンセラー等）、生徒指導部記録係

(2) 役割

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ア 調査主体の決定 | イ 事実関係を明確にするための調査法の決定と実施 |
| ウ 県教育委員会への報告及び関係機関との連携 | |

第4 いじめの未然防止

いじめを起こさせないためには、予防的取り組みが必要である。学校における教育活動全体を通して、生徒のストレスやその原因となるストレスを最小限に抑え、自己有用感を感じさせながら充実した高校生活を送ることができるようにすることが重要である。

1 学習指導の充実

- (1) 基礎・基本の定着を図るとともに、学習における達成感、成就感を感じさせるようなわかる授業の実践
- (2) 学びに向かう集団づくり
- (3) 意欲的に取り組む授業づくり
- (4) コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、生徒一人一人に配慮したきめ細かい授業の実践

2 特別活動、道徳教育の充実

- (1) ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり
- (2) 学校行事（五工祭、運動会、競技大会、校内生徒研究発表会等）の充実
- (3) 生徒会活動の充実
- (4) ボランティア活動の充実
- (5) インターンシップの充実
- (6) 思いやりの心や生徒一人一人が掛け替えのない存在であると認識する心を育む指導の充実

3 情報教育の充実

- (1) ホームルーム活動や日常の授業時間における情報モラル教育の充実
- (2) インターネット・SNS利用に関する安全教室等の実施（4月、8月）

第5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、いじめのサインを見逃さないことが重要である。また、学校では、いじめ問題について迅速かつ適切に対応して行くことを、生徒・保護者・地域から認識されるよう周知することが大切である。

1 いじめの発見

いじめ行為を発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保し、事案対処マニュアルに即した対応をとる。

2 いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン（別紙3）

3 教室・家庭でのサイン（別紙4）

4 相談体制の整備と周知

- (1) 相談窓口を設置し生徒、保護者へ周知する
Tel : 0 1 7 3 - 3 5 - 3 4 4 4 メールアドレス : soudan-gos.th@asn.ed.jp
- (2) 学校いじめ防止基本方針を学校HPへ掲載し、方針についての説明会を実施する
- (3) 全教職員が生徒一人一人に寄り添う姿勢を持つ
- (4) ホームルーム担任による面談の定期的実施（面談週間・年3回）

5 定期的調査の実施

- (1) いじめアンケートの実施（5月、8月、11月、1月）

6 情報の共有

- (1) 情報経路の明示と報告の徹底
- (2) 職員会議等での情報提供
- (3) 配慮を要する生徒の実態把握
- (4) 職員間での情報共有
- (5) 中学校からの情報提供

第6 いじめ事案への対処と手順（事案対処マニュアル） 別紙1，2参照

1 早期発見による対応

【情報元：いじめアンケート、いじめられた生徒からの相談、その他情報提供者】

- ① 情報元より、詳細を聞き取る
- ② いじめられた生徒から直接詳細について確認する
確認事項：a) いじめ行為をした生徒・関係生徒氏名、いじめ行為を受けた事実
b) 心身の苦痛を感じているか
- ③ ハートフルリーダーへ報告
ハートフルリーダー → 教頭、当該学年主任へ報告
教頭 → 校長へ報告
- ④ いじめ防止委員会（臨時）開催
・事案についての情報共有
・いじめ行為をした生徒への聞き取り方法等協議
- ⑤ いじめ行為をした生徒・関係生徒へ聞き取り実施
確認事項：a) 対象生徒へ対し、いじめ行為の事実があったか
- ⑥ いじめ防止委員会（臨時）開催
・聞き取り内容の報告 ・いじめ認知の審議
・関係改善に向け、今後の対応について協議
・生徒指導上の問題として取り上げるか否かの審議
- ⑦ 保護者への報告
- ⑧ 関係改善に向けた対処（教職員主導による）
- ⑨ いじめ防止対策推進法に基づく報告書の作成・送付（学校教育課長宛）

<留意事項>

- i 生徒からの聞き取りについて、周りの目につかないよう配慮する。特に、いじめを受けた生徒、情報を提供してくれた生徒の身の安全を確保すること。
- ii いじめを受けた生徒が、今後どのような関係を築いて行きたいか等、意向を確認することも重要である。
- iii 軽い言葉で相手を傷つけたが、いじめ行為をした生徒がすぐ謝罪し、教員の指導によらず関係改善する場合もある。学校として事実関係を把握し、「いじめ」と言う言葉を使わず指導する等の対応をとることとするが、法が定義する「いじめ」に該当するため、いじめ防止委員会での情報共有は必要である。

2 緊急を要する事態への対応

【情報元：生徒・保護者より重大被害の申立て、いじめによる欠席が30日以上】

- ① 教頭へ報告
教頭 → 校長、いじめ防止専門員、ハートフルリーダー、生徒指導主事
※緊急を要するかの判断
- ② 県教育委員会へ報告
・調査主体が提示される（学校又は県教委）
- ③ いじめ対策委員会開催
・概要についての情報共有
・事実関係を明確にするための方法を協議（調査主体が学校の場合）
- ④ いじめ防止対策推進法に基づく報告書の作成・送付（教育長宛）
以降、随時いじめ対策委員会の開催、生徒、保護者等への報告及び対応に取り組む

<留意事項>

- i 申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等にあたる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しないこと。

第7 解決に向けた対応

1 生徒への対応

(1) いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ア 安全・安心を確保する。
- イ 心のケアを図る。
- ウ 今後の対策について、共に考える。
- エ 活動の場所等を設定し、認め、励ます。
- オ 温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている生徒への対応

いじめは決して許さないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ア いじめの事実を確認する。
- イ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ウ いじめられている生徒の苦痛に気づかせる。
- エ 今後の生き方を考えさせる。
- オ 必要がある場合は懲戒を加える。
- カ いじめと認知しても、関係生徒にはいじめと判断したことを伝えずに指導することも必要な場合がある。

2 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- (1) 自分の問題として捉えさせる。
- (2) 望ましい人間関係をつくり、充実した学校生活にするために何をすべきか理解させる。
- (3) 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

3 保護者への対応

(1) いじめられている生徒の保護者に対して

- ア 相談をうけた場合は複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝えて少しでも安心感を与えられるようにする。
- イ じっくりと話を聞く。
- ウ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- エ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている生徒の保護者に対して

- ア 事実を把握したら速やかに面談し、生徒や保護者の心情に配慮しながら丁寧に説明する。
- イ 生徒の行動が変わるよう学校として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ウ 何か気づいたことがあれば報告してもらう。

(3) 保護者同士が対立する場合

- ア 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で解決に臨む。
- イ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ウ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

4 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育委員会との連携

- ア 関係生徒への支援・指導
- イ 保護者への対応方法
- ウ 関係機関との調整

(2) 警察との連携

- ア 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- イ 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係機関との連携

- ア 家庭の養育に関する指導・助言
- イ 家庭での生徒の生活、環境の把握

(4) 医療機関との連携

- ア 精神保健に関する相談
- イ 精神症状についての治療、指導・助言

第8 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

1 いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が、止んでいる状態が少なくとも3ヶ月間継続していること。

2 いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

第9 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) いじめによって生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ア 生徒が自殺を考えている場合 イ 精神性の疾患を発症した場合。
ウ 身体に重大な障害を負った場合。 エ 高額の金品を奪い取られた場合。

(2) いじめによって生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ア 年間の欠席が30日程度からさらにそれ以上の場合。
イ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(3) 保護者からいじめがあるとの報告を受けたとき。

学校側が重大事態であると判断できない場合であっても重大事態として対応するが、重大事態と判断するかどうかの最終判断は、県教育委員会に相談して決定する。

2 重大事態への対応

(1) 重大事態時の報告・調査協力

- ア 学校が重大事態と判断した場合、速やかに県教育委員会に報告する。
イ 県教育委員会が調査主体を決定する。(県教育委員会または本校)
ウ 調査主体が県教育委員会となった場合は、重大事態調査のための組織に協力する。
エ 本校が調査主体となった場合は、いじめ対策委員会を組織して調査し、調査結果を県教育委員会に報告する。

第10 年間計画と評価

1 いじめ防止年間指導計画について

いじめの未然防止、早期発見に向けた年間計画を年度初めに提示する。(別紙5)

2 評価について

(1) 学期ごとにPDCAサイクルの中で行う。

3 評価項目

- (1) いじめの未然防止について (2) いじめの早期発見について
(3) いじめ認知後の対応について (4) いじめ再発防止について

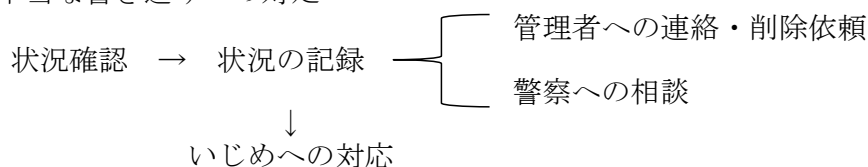
第11 ネットいじめに対する対応の方策

1 ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する行為等をして精神的に苦しめることであり、犯罪行為である。

2 ネットいじめへの対処

- (1) ネットいじめの把握【被害者からの訴え、閲覧者からの情報、ネットパトロール】
(2) 不当な書き込みへの対処



第12 緊急保護者会の開催について

1 開催の判断

緊急保護者会の開催については、次のような点を考慮し判断する。

- (1) いじめが当事者だけでなく、他の生徒及び保護者に与える影響が大きい。
- (2) 生徒及び保護者に不安感や学校に対する不信感が高まっている。または、高まる可能性がある。

2 開催の目的

緊急保護者会は、次のようなことを目的に実施する。

- (1) いじめに関する正確な情報や対応の概要について適切に説明することで、噂の流布等による混乱を避ける。
- (2) 学校運営の正常化を図るため、対応方針を説明して保護者や地域の方々の協力を求める。
- (3) 学校の対応方針等に対する保護者の要望や考えを聞く。

3 実施上の留意点

緊急保護者会の開催においては、次のようなことに留意する。

(1) 説明内容の十分な準備

学校が収集した情報について、事実と確認した情報とそうでない情報の整理やいじめの背景等を分析し、説明内容について十分準備しておく。

(2) 個人情報への配慮

いじめに係わる生徒の人権やプライバシーについて最大限の配慮をする。

(3) 教職員の共通理解

保護者会での説明内容や協議事項、今後の対応方針等について共通理解を図っておく。

(4) 誠意ある対応

保護者会においては、様々な意見や要望が出されることが考えられる。これらをきちんと受け止めた上で、誠意をもって対応する。

(5) 県教育委員会・PTA役員との連携

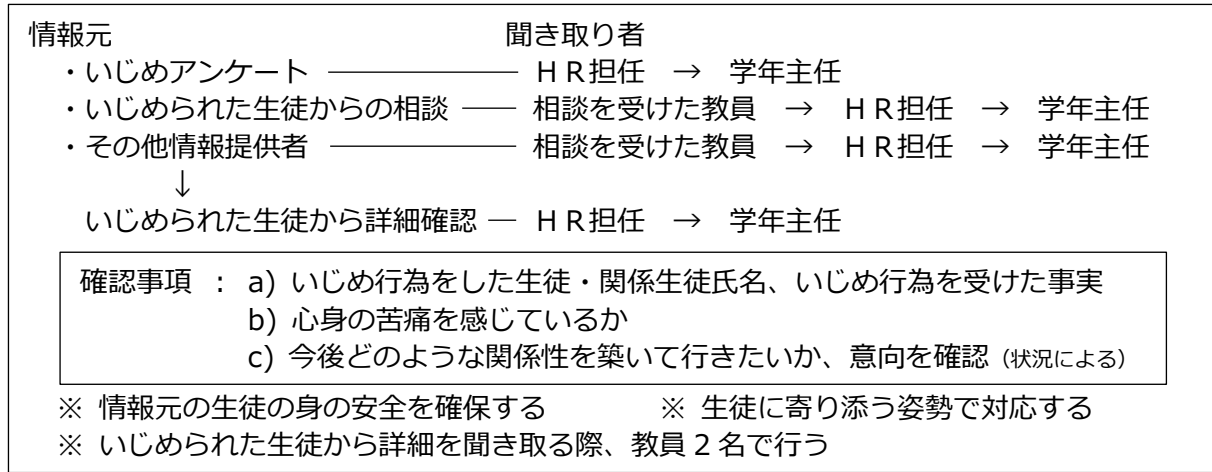
開催目的・内容等について、県教育委員会やPTA役員と事前に協議する。必要に応じて県教育委員会の助言を求めたり指導主事等の同席を依頼する。

別紙1 事案対処マニュアル

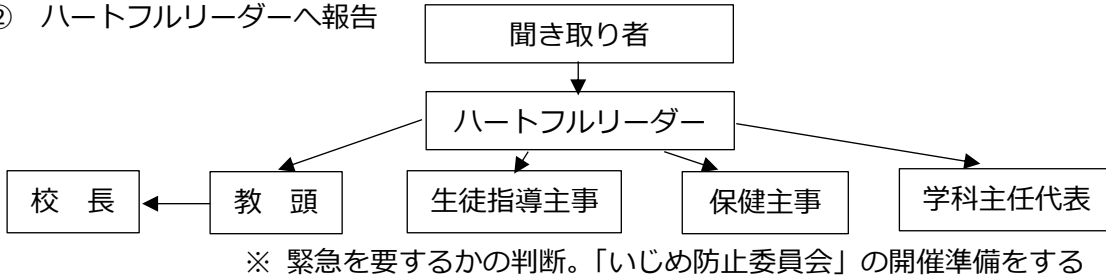
○ 早期発見による対応

教職員は、生徒のささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て以下に設定する委員会へ報告・相談する。

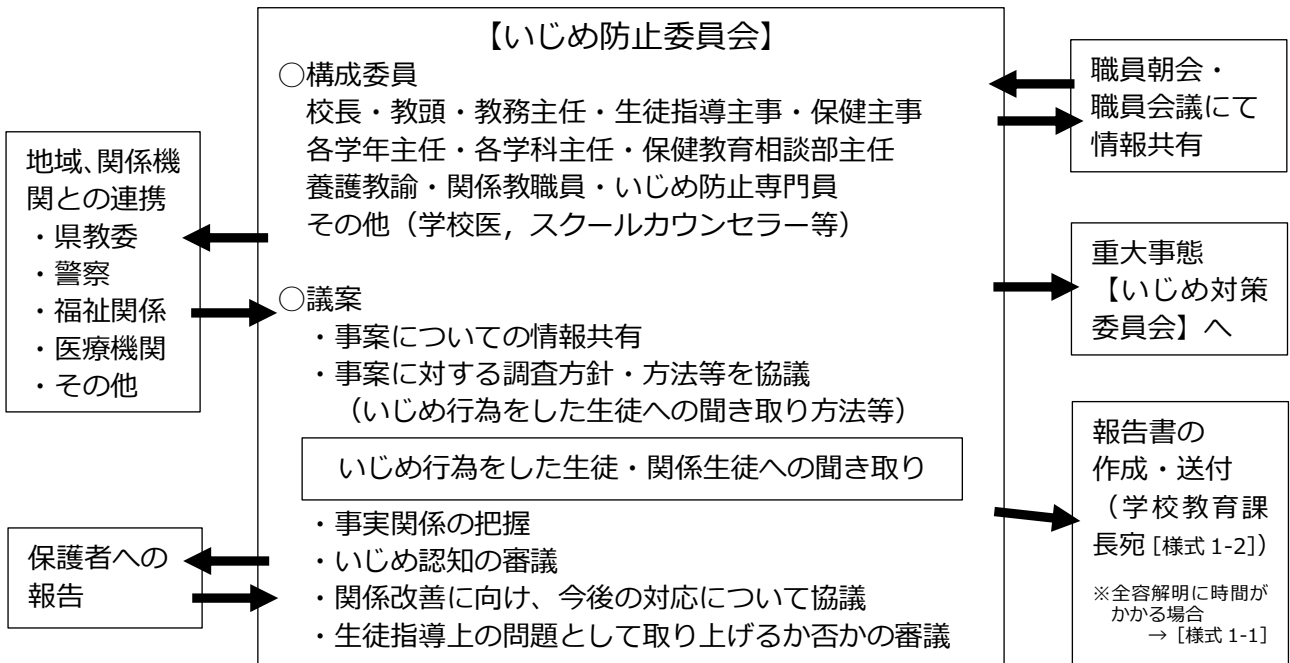
① いじめられた・いじめを見た生徒・職員がいる



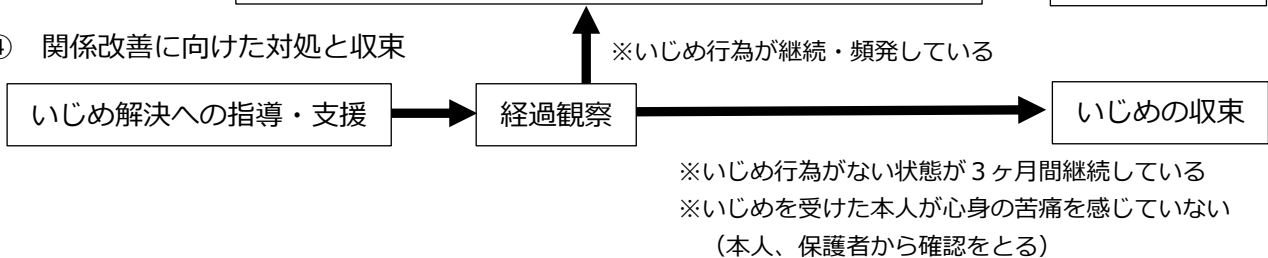
② ハートフルリーダーへ報告



③ いじめ防止委員会 開催



④ 関係改善に向けた対処と収束

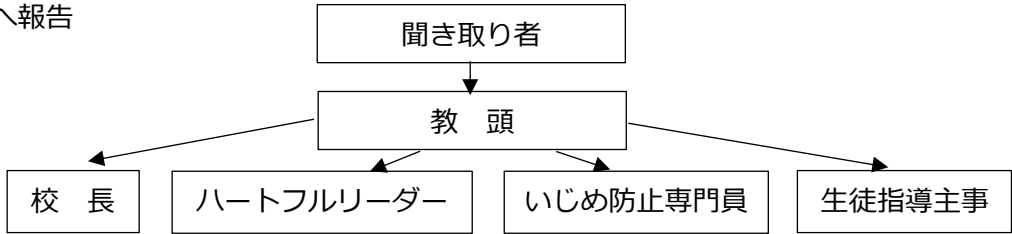


別紙1 事案対処マニュアル

○ 重大事態による対応

- ①
- ・生徒・保護者より重大被害の申立てがあった
 - ・いじめによる欠席が30日以上生徒がいる
 - ・極めて緊急を要する事案であると判断した
 - ・その他
- } 聞き取り者、確認者

② 教頭へ報告

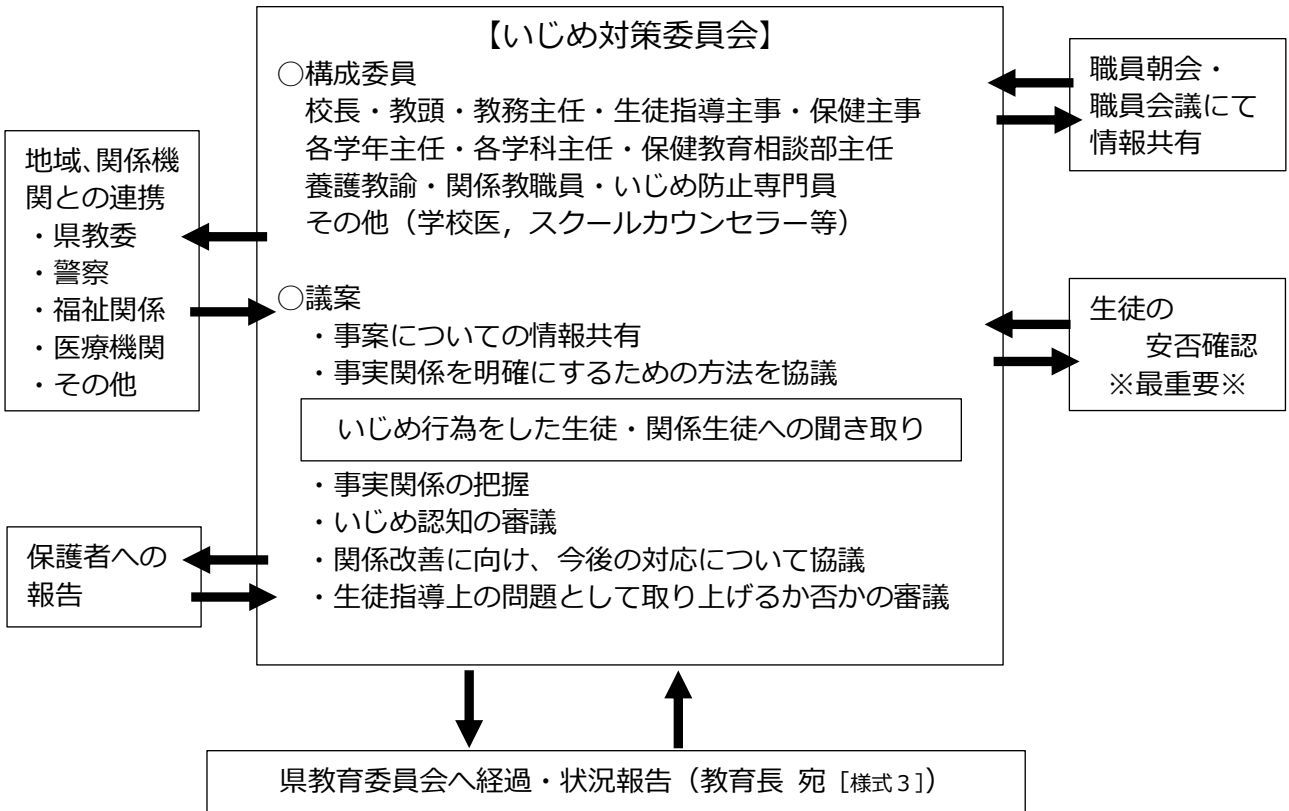


※ 緊急を要するかの判断を行う

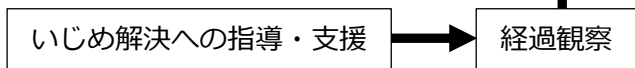
- ② 県教育委員会へ報告
- ・電話連絡：県教育委員会 学校教育課 生徒指導支援グループ
 - ・報告書作成・送付：県教育委員会 教育長 宛 [様式2]

調査主体が決定される・・・学校 又は 県教育委員会

③ いじめ対策委員会 開催【学校が調査主体】



④ 関係改善に向けた対処と収束



※いじめ行為が継続・頻発している場合は、県教委へ相談し、指示を仰ぐ
※いじめの収束は、県教委の判断とする

◎調査主体が県教育委員会（第三者機関）である場合、学校は関与できないが、協力依頼があった場合には対応する。

別紙2

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は、自分から言い出せないことが多い。多くの教職員の目で、多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが重要である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・教員と視線を合わせず、うつむいている。 ・しばしば体調不良（頭痛，腹痛，吐き気等）を訴える。 ・提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・発言すると、嘲笑されたり、はやし立てられたりする。 ・保健室・トイレにしばしば行くようになる。 ・教材等の忘れ物が目立つ。 ・机周りが乱雑になっている。 ・決められた座席と異なる席に着いている。 ・教科書・ノートに汚れがある。 ・他の生徒から発言を強要されたり、突然個人名を出される。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当にいたずらをされたり、食べられたりする。 ・昼食を教室の自分の席で食べない。 ・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけ合っているが表情がさえない。 ・衣服が汚れていたりしている。 ・一人で清掃している。
放課後等	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ・教職員の近くから離れようとしめない。 ・持ち物が無くなったり、いたずらされる。 ・一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<ul style="list-style-type: none"> ・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ・教員が近づくと、不自然に分散する。 ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙 3

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<ul style="list-style-type: none">・嫌なあだ名が聞こえる。・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。・何か起こると特定の生徒の名前が出る。・筆記用具等の貸し借りが多い。・絶えずおどおどして、落ちつきがなくなる。・急に友達が変わる。
<ul style="list-style-type: none">・壁等にいたずら、落書きがある。・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、連携がとれるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
<ul style="list-style-type: none">・行動全体が鈍くなる。・学校や友人のことを話さなくなる。・家族と話すことを避ける。・部屋にとじこもりがちになる。・兄弟にあたったり、いじめたりする。・友人やクラスへの不平・不満を口にするが多くなる。・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。・朝になると頭痛や腹痛が起こったりする。・準備に時間がかかり、なかなか家を出ない。・ため息をつくが多くなる。・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。・受信したメールをこそこそ見たり、電話に怯えたりする。・不審な電話やメールがあったりする。・遊ぶ友達が変わる。・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。・帰宅時間が遅くなる。・たまり場に出かけることがある。
<ul style="list-style-type: none">・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。・登校時刻になると体調不良を訴える。・食欲不振・不眠を訴える。
<ul style="list-style-type: none">・学習時間が減る。・成績が下がる。
<ul style="list-style-type: none">・持ち物が無くなったり、壊されたり、落書きされたりする。・自転車がよくパンクする。・家庭の物品、金銭が無くなる。・大きな額の金銭を欲しがらる。

平成31年度 いじめ防止年間指導計画

青森県立五所川原工業高等学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
いじめ防止委員会	・委員会開催 基本方針、いじめ防止プログラムの策定 ・いじめアンケートの内容検討	・委員会開催 いじめアンケートの検証 (5/8)			・委員会開催 いじめアンケートの検証 (8/28)			・委員会開催 いじめアンケートの検証 (11/20)		・委員会開催 いじめアンケートの検証 (1/22)		・委員会開催 本学概まとめ ・次年度の計画 (3/13)
未然防止活動・学校行事	・入学式※ ・対面式 ・スマートフォンプラン ・前期生徒総会 ・PTA総会※	・JUMPチーム委嘱 ・避難訓練	・高校総体 ・遠足	・運動会 ・全校ポラン ・テイクアウト教室 ・野球心援	・芸術鑑賞 ・スマートフォンプラン講座	・インターンシップ ・避難訓練	・五工祭 ・高総文 ・思春期講座	・生徒会役員選挙 ・生徒会役員認証式 ・後期生徒総会	・修学旅行 ・競技大会 ・リーダー研修会	・各学科生徒研究発表会 ・避難訓練	・校内生徒研究発表会 ・青森県生徒研究発表会	・卒業式
生徒の活動	・いじめ防止生徒集会								・いじめ防止生徒集会実施のため (12/26リーダー研修会時)			
研修会・会議等	・五所川原市学校警察連絡協議会	・生徒指導主事研究協議会 ・北五地域生徒指導推進協議会 ・西北地区生徒指導連絡協議会	(ハートフルリーダー研修会)	・五所川原市学校警察連絡協議会 ・同巡視 ・西北地区生徒指導連絡協議会	・いじめに関する校内研修 (8/22)		・西北地区生徒指導連絡協議会	・五所川原市学校警察連絡協議会 ・北五地域生徒指導推進協議会 (ハートフルリーダー研修会)		・いじめに関する校内研修 (1/8)	・五所川原市学校警察連絡協議会 ・西北地区生徒指導連絡協議会	
カウンセリング室の常設/スクールカウンセラーによる面談(通年)												
生活相談アンケート・各種調査(通年・学年毎)												
早期発見		・面談週間 (5/7~5/17) ・第1回いじめアンケート実施 (5/8)			・第2回いじめアンケート実施 (8/28)	・面談週間 (8/27~9/6)		・第3回いじめアンケート実施 (11/20)		・面談週間 (1/27~2/7) ・第4回いじめアンケート実施 (1/22)		